

## 廃業等届出のオンライン申請に関する留意事項

鹿児島県土木部建築課

### 1 オンライン申請のご利用に当たって

- オンライン申請のご利用に当たっては、「操作マニュアル（申請者編）」及び「操作マニュアル（申請者編）別紙 宅地建物取引業法に関する申請」をご参照ください。

[不動産業：宅地建物取引業の免許申請等のオンライン化について - 国土交通省 \(mlit.go.jp\)](#)

- eMLITで宅地建物取引業免許関係手続を行うには「GビズIDプライム」もしくは「GビズIDメンバー」のアカウントが必要になりますので、事前にアカウントをご準備ください。

[GビズIDについて](#)

### 2 申請画面の入力等について

- 「基本情報」の「提出先（組織区分）」は「都道府県庁（共通）」を選択してください。
- 「基本情報」の「提出先（組織）」は「鹿児島県庁」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先（都道府県）」は「鹿児島県」を選択してください。
- 「届出情報」の「届出先」は「鹿児島県土木部建築課管理係」を選択してください。
- その他の入力については、画面の案内に従って入力してください。
- 「代表者の死亡（個人業者の場合）」の場合は「戸籍（除籍）謄本（死亡事実及び廃業する業者の代表者と届出する相続人の相続関係が分かるもの）」の原本を、「合併による消滅」の場合は「消滅日が確認できる閉鎖謄本」の原本を、「破産」の場合は「裁判所の発行する破産管財人の証明書、破産決定通知書」の原本を、「解散」の場合は「解散日が確認できる商業登記簿謄本（登記事項証明書）」の原本（謄本については申請日前3箇月以内に発行されたものに限る。）を電子ファイルにして、「添付ファイル」の「(h) その他添付書類」へアップロードしてください。
- 「添付ファイル」にアップロードできるファイル形式は、「.jpg, .jpeg, .pdf, .xlsx, xls, .docx 又は.doc」に限られますのでご注意ください。

### 3 現交付の宅地建物取引業者免許証の返納について

- 廃業等届出においては、現交付の業者免許証（原本）を返納していただく必要がありますので、オンライン申請画面最下部の「印刷」ボタンから申請画面を印刷したものを同封の上、県庁建築課管理係へ郵送（簡易書留を推奨）又は持参してください。

【郵送・持参先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県土木部建築課管理係（宅建担当）

### 4 廃業の意思確認について

- 宅建業を廃止（任意で廃業）する場合には、申請受付後に代表者の廃業意思を電話で確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

### 5 システムに関する問合せ先について

オンライン申請の操作に関してお困りの場合は、上記1の「操作マニュアル」等をご参照ください。上記で解決できなかった方は、国土交通省が設置しているヘルプデスクへお問い合わせください。

☆オンライン申請ヘルプデスクの連絡先

・受付時間

平日8:30～18:15（12:00～13:00、土日祝日、年末年始を除く）

※メールは24時間受付可能ですが、受付時間外は翌開庁日に対応します。

・電話番号

03-4577-9227（※通話料は申請者様負担になります。）

※繋がりづらい場合がありますので、システムから、もしくは次のメールアドレスへのご連絡をおすすめします。

メールアドレス [helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp](mailto:helpdesk@e-mlit.mlit.go.jp)